

中国最新法律 Newsletter

Vol.29



Contents

1

国際法務

新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響

～第1回 2005年以来の大改正と全体像～



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第21回

～医薬品卸売・小売等に対する管理規則の改正（医薬品経営使用品質監督管理弁法の制定）について～



3

事業再生・倒産

中国子会社の再編・撤退（2）

- 再編 ① 合併 -



4

新法紹介

- 1 改正会社法
- 2 刑法改正案（十二）
- 3 改正特許法実施細則



5

中国からの風便り

上海生活12年目を迎えて



新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響 ～第1回 2005年以来の大改正と全体像～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海輪渡法律事務所
律師 孫 宇川

PROFILE

一、はじめに

昨年12月29日に、改正会社法（以下「新会社法」といいます。）が正式に公布され、今年の7月1日から施行されることになりました。今回は2005年以来の大規模な改正であり、その内容は会社法全般にわたっています。また日本企業を含む外商投資企業にとって、今年は自社の機関等を会社法に準拠させる経過措置期間の最後の1年であり、新会社法は外商投資企業にとっても重要な意味を持ちます。そのため、今回を含めて計6回にわたって新会社法の改正内容や実務上問題となりやすいテーマについて解説していきます。第1回の本稿では、外商投資企業の視点から新会社法の全体像を見ていきます。

二、改正の視点

中国の会社法は、1993年に初めて制定されて以降、現在まで合計5回にわたって改正されていますが、今回の改正では、国有企業の改革、ビジネス環境の最適化、財産権の保護、資本市場の健全な発展という4つの視点が設定されています¹。特に（1）ビジネス環境の最適化という視点に基づく会社の機関制度、会社の設立・撤退制度に関する改正、（2）財産権の保障という視点に基づく会社や債権者などの利益保護と出資者や経営管理者の責任に関わる改正、（3）資本市場の健全な発展という視点に基づく会社資本制度の改正は、外商投資企業にとっても重要な意味を持ちます。

三、会社の機関の最適化と民主的管理

新会社法における最も重要な改正内容の一つとして、その機関設計に関する会社の自主決定権の拡大と会社内の民主管理制度の強化が挙げられます。

1. 株主会と董事会の権限分配

新会社法では、株主会が会社の最高権力機関であり董

事会が執行機関であることが改めて確認されました。もっとも、旧会社法において株主会の法定権限事項とされていたア）会社の経営方針及び投資計画の決定、イ）会社の年度財務予算案及び決算案の審議及び承認が削除され、また株主会が董事会に社債の発行権限を授権できることとなりました。

2. 董事会、监事会等の柔軟化

新会社法では、定款に基づき、董事会の中に監査委員会を設置して一定の職権を付与する場合には监事会及と監事を設置しないことが認められました。旧会社法では、一部の特殊な会社を除き、董事会と监事会（又は監事）の独立設置が大原則でしたが、近時の国内外の状況に鑑み、今回の改正では有限責任会社でも双方独立型ではない単層型のガバナンスモデルの採用が認められました。

更に新会社法では、小規模な有限責任会社等では、出資者全員が同意すれば、監事を設置しないことも認められました。

3. 従業員董事の設置

新会社法では、従業員が300人以上の有限責任会社では、监事会を設置して従業員代表を加入させる場合を除き、従業員代表を董事会の構成員とすることが義務付けられました。

旧会社法では、有限責任会社における従業員代表の董事会加入は任意でしたが、来年以降、従業員数が300人を超える規模の外商投資企業でも導入を義務付けられます。

4. 総経理の権限の柔軟化

新会社法では、有限責任会社の総経理の権限について、会社の定款又は董事会の授権に基づき職権を行使するものとされました。

旧会社法では、総経理の権限が条文で例示列举されていましたが、各社の状況に応じて柔軟に設定する方が合

¹ 『「中華人民共和国会社法（修正草案）」に関する説明、2023年12月20日第13届全国人民代表大会常务委员会』

理的と判断され、旧会社法の例示列举は削除されました。

5. 外商投資企業への影響

今回の改正で会社の自主決定権が大幅に拡大されたため、外商投資企業でも、各会社の投資方針や経営方針に応じてその機関を再構築する動きや、定款全般にわたって改訂を進める会社が増えることが予想されます。

また董事会への従業員代表の加入制度は、従業員300人以上の場合に限定されますが、従来の外商投資企業の企業運営にはない制度の導入であるため、工場等で一定規模の従業員を持つ外商投資企業にとっては、早急に検討を要する課題になると思われます。

四、会社資本制度、持分譲渡と出資者の責任等

旧会社法では、会社の登録資本金を長期にわたり未払とすることができたため、取引の安全を害する会社間のトラブルが少なからずありました。そのため、新会社法では、会社の資本制度の改善がテーマとなり、出資者の責任が強化されました。

1. 出資払込期限の明記

新会社法では、有限責任会社の全ての出資者が引き受けた出資金額につき、会社設立日から5年以内に払い込むことが義務付けられました。また既に設立済の有限責任会社については、新会社法でも一定の経過措置が設けられています。

2. 出資払込期限の前倒し制度

新会社法では、一部の出資者の払込期限が未到来である場合、法定の条件を満たす会社の債権者等は当該出資者に対して前倒しで出資払込を要求できる制度が設けられました。実際には債務者である会社の弁済能力が明らかに乏しい場合等に限られますが、旧会社法にはなかった新しい制度ですので、実務の運用が注目されます。

3. 出資払込未了にかかる出資者の責任の強化

新会社法では、董事会が払込未了の出資者に対して払込の督促をするとともに、一定の猶予期間を過ぎると出資者の権利を喪失させることができる制度が新たに設けられました。

また有限責任会社に関して、払込期限に従った払込がない場合又は金銭以外の出資価格に瑕疵がある場合、他の出資者が当該出資不足の範囲内で連帯責任を負うものとされました。

その他、払込遅延により会社に損害が生じた場合の出資者の賠償責任等、新会社法では様々な場面での出資者の強化が図られています。

4. 持分譲渡と出資者

新会社法では、払込期限到来前において払込未了の出資持分も譲渡可能である一方、譲受人が譲り受けた出資持分の払込義務を負うこと、もし譲受人が期限に従って

払込を行わない場合には、譲渡人が払込未了に関する補充責任を負うものとされました。

また持分譲渡の場面で金銭出資の払込や金銭以外の出資価格に瑕疵があるとき、持分の譲受人がその事実を知り又は知りうべき場合には、出資が不足する範囲内において譲渡人と連帯責任を負うものとされました。

更に、外商投資企業が関係する持分譲渡では、実務上、譲受人がいつの時点から出資者として権利行使できるか問題となることがあります。新会社法では、譲受人は会社の株主名簿に出資者として記載された時点から会社に対して権利行使できる旨が明確にされました。そのため、外商投資企業の持分譲渡でも株主名簿の閲覧や記載がポイントの一つになると思われます。

5. 出資者による会計伝票の閲覧調査請求権

新会社法では、出資者の会社に対する閲覧請求権の対象範囲として、旧会社法で定められた定款、株主会議事録、董事会議事録、監事会議事録、財務会計報告、会計帳簿に加えて、新たに株主名簿と会計伝票が追加されました。

6. 外商投資企業への影響

5年間の払込期限は外国企業にとってそれほど大きな障害ではなく、むしろ中外合弁企業を設立する場合の中国側による払込スケジュールを約定するうえで有効といえます。他方で、出資者の連帯責任や持分譲渡における譲渡当事者の責任は、新たな出資や持分譲渡を通じた撤退の場面で他方当事者の払込未了に伴う責任を負わされるリスクが出てくるため、注意が必要な条項になります。

五、経営管理者の責任強化

外商投資企業が注意すべき新会社法の重要なテーマの一つとして、董事、監事、高級管理職者²といった経営管理者の責任の強化が挙げられます。

1. 忠実義務、勤勉義務の範囲の具体化

新会社法では、董事、監事及び高級管理職者の忠実義務に関して自分自身と会社の利益の衝突を回避し、職権を利用して不当な利益を得ることが禁止されること、また勤勉義務に関しては職務執行にあたり会社のために管理者としての合理的な注意義務を果たすことが明確にされました。

2. 職務執行に関する第三者への賠償責任

新会社法では、董事、監事及び高級管理職者の職務執行により第三者に損害をもたらした場合、会社の賠償責任以外に、故意又は重過失がある董事や高級管理職者は賠償責任を負うことになります。

3. 違法な利益配当に関する賠償責任

² 会社法上、「高級管理職者」とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書及び会社定款に定めるその他の者を指します。

旧会社法では、違法な利益配当について出資者の会社への返還義務が規定されていましたが、新会社法では、それに加えて、出資者、董事等の賠償責任も追加されています。

4. 出資払込未了と経営管理者の責任

新会社法では、董事会は、上記四、3で記載したように出資者の権利を喪失させる権限を付与される一方で、出資者の検査義務を負い、同義務を怠って会社に損失が生じたときには、当該業務に責任を負う董事が賠償責任を負うものとされました。

5. 清算義務者としての責任

新会社法では、会社の解散清算にあたり、董事が会社清算義務者であることが明記されました。そのため、会社の清算を主導する清算組は、出資者が別途定める場合を除き、董事により組織されます。

6. 外商投資企業への影響

新会社法では、旧会社法と比べて、様々な場面における董事、監事、高級管理職者の賠償責任が定められました。外商投資企業の場合、外国企業から派遣される董事、監事及び高級管理職者が必ずしも会社経営を専門にしているわけではないため、経営管理者の責任の強化は、中国に派遣する人材の選定にも影響するものと予想されます。

六、会社の設立、撤退制度の改善

今回の改正のテーマの一つであるビジネス環境の適正化という観点から、会社設立及び撤退のハードルを下げる改正が行われています。

1. 会社登記制度の整備

新たに「第二章 会社登記」を設け、会社の設立登記、変更登記、登記抹消に関する基本事項及び手続について定めました。

旧会社法では、有限責任会社と株式有限責任会社という企業類型毎に設立手続を定めていましたが、企業登記制度の効率化という観点から、両企業類型に共通する事項が統一的に整理されました。

2. 各種証明文書等のデジタル化

中国社会のデジタル化を反映して、電子版による会社の営業許可証を発行できること、株主会や董事会の招集・開催、及び表決をデジタル方式によって実施可能であることが明確にされました。

3. 金銭以外の出資範囲の拡大

新会社法では、金銭以外の出資手段として、新たに株式及び債権が追加されました。但し、出資として認められる債権は金銭的評価が可能かつ譲渡可能なものに限られます。

4. 簡易清算制度

清算の新しい選択肢として、会社がその存続期間中に債務が発生していない又は既に全部の債務を弁済済である場合、全出資者の合意を経て、簡易手続に基づき会社の登記を抹消することが認められました。

5. 外商投資企業への影響

登記制度の整備や新たな簡易清算制度等、新会社法では、会社が効率的に事業活動を行えるよう意識されていることが分かります。また金銭以外の出資範囲に債権が追加されたことは出資者の選択肢を広げる意味がありますが、債権の内容次第では会社がリスクを負う可能性もあるため、今後の実務の動向が注目されます。

七、株式有限責任会社における多様な株式の発行

中国の会社法では、従来から「同株同権」という原則があり、特に株式有限責任会社の場合、種類株の設置が認められませんでした。これに対し、新会社法では、新たに優先株、劣後株、特殊議決株、譲渡制限株等の多様な株式発行が認められることになりました。従来、外国企業による中国投資の殆どは外商投資企業の設立又は中国国内の有限責任会社への出資でしたが、株式有限責任会社による多種多様な株式の発行が認められるに従い、将来的には外国企業による中国国内の株式有限責任会社への出資も徐々に増えていく可能性があります。

八、最後に

以上のように、新会社法で新たな制度の導入や多くの改正が行われており、日本企業にとっては、2024年12月末までに中国の現地体制を新会社法に合致させるよう検討、調整することが重要な課題の一つになると思われます。今回は、まず新会社法による機関設計に関する改正について解説していきます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第21回

～医薬品卸売・小売等に対する管理規則の改正（医薬品経営使用品質監督管理弁法の制定）について～



弁護士法人大江橋法律事務所

高槻 史

PROFILE

1. 医薬品販売に関連する法令等の改正動向

医薬品の販売（卸売・小売・ドラッグストアチェーン本部、医療機関等）の許認可、管理については、薬品管理法、同实施条例などの基本法に加え、薬品経営許可証管理弁法、薬品流通監督管理弁法及び薬品経営品質管理規範（以下「GSP」という）等によって管理されてきたが、2019年の薬品管理法改正に伴い、流通管理に関わるこれらの法令の改正作業が行われてきた。

2023年9月27日、医薬品経営使用品質監督管理弁法（以下、「本弁法」という）が制定され、2024年1月1日から施行されていることから、本稿ではその概要を紹介したい。

2. 薬品管理法に基づく基本的な枠組

医薬品の卸売・小売事業者は、医薬品経営許可証を取得しなければならないが、医薬品経営許可証を取得せずに、医薬品の卸売や小売をしてはならない。MAH（上市許可所有者）については、自らが上市許可（製品別の販売承認）の名義人となっている医薬品については、自社販売・委託販売のいずれを行ってもよいが（薬品管理法34条）、自社販売の場合には薬品管理法52条の規定する条件（薬剤師などの専門的技術者がいること、取り扱われる医薬品に適した事業所、設備、保管施設、衛生的な環境の具備、取り扱われる医薬品に適した品質管理組織または人員を有すること、医薬品の品質を確保するための規則を有し、医薬品監督管理部門が策定したGSPを遵守することなど）への合致が求められ、委託販売する場合には、医薬品経営許可を有する企業に委託をしなければならないとされる（薬品管理法第34条）。

3. 薬品経営使用品質監督管理弁法について

（1）医薬品卸の設立要件¹

本弁法では、医薬品の卸売企業となるための要件を以下の通り定めた。

① 経営範囲に相応する品質管理組織と人員を有し、企業の法定代表者、主要責任者、品質責任者、品質管理部

門責任者等が所定の条件を満たすこと

② 法律に従って資格認定された薬剤師又はその他の薬学技術者を有すること

③ 取り扱う製品の種類と規模に適した自営倉庫、事業所及び施設設備を有していること、入庫、搬送、仕訳、積上げ、出庫等の操作を行うことのできる現代的物流倉庫設備を有していること

④ 医薬品の品質を確保するための品質管理制度、医薬品販売、品質コントロール、トレーサビリティの全過程をカバーする情報管理システムを有し、かつ医薬品経営品質管理規範（GSP）の要求に合致すること

そして、医薬品卸売企業の申請要件等に関しては、2023年12月23日に、医薬品経営使用品質監督管理弁法の関連事項の実施に関する通知（パブリックコメント募集稿）がでている（以下「関連通知」という。パブリックコメント募集稿であるので、制定時に条件変更される可能性はある。）。関連通知では、医薬品卸売企業を新規設立申請する場合、省級以上の医薬品監督管理部門が規定する現代物流要求に合致した自営倉庫を有し、当該企業の人員によって自主運営管理されなければならないとし、また、許可証の再発行申請を行う医薬品卸売企業は、原則上、5年以内に施設設備のアップグレード、資源の整理等の方法により弁法の関連要求に合致しなければならないと、各省は具体的な操作細則を定めることができる、と規定している。

医薬品卸売企業は中小規模の会社が多数存在しているが、上記要件からすれば、一定期間内に医薬品卸売企業についての淘汰が進むと想定される。輸入医薬品についても、今後の関連通知の制定内容・各省での自営倉庫についての細則・認定要件にもよるが、現在の総代理店が要請される規模の自営倉庫を所有・運営ができず、医薬品経営許可証を維持し難い状況になれば、総代理店の変更等のスキーム変更が必要になってくる可能性もある。

（2）MAH及び医薬品卸売企業に対する管理責任の強化

本弁法は、MAH・医薬品経営企業の販売・保管・運送等に対する品質管理責任も強化している。主な義務は以

¹ 本弁法では、医薬品卸以外にも、小売企業の設立要件等も定めているが、本稿では割愛する。

下の通りである。

① 医薬品のトレーサビリティ：MAH、医薬品卸・小売企業、医療機関等は、NMPAが制定した統一的医薬品トレーサビリティ基準・規定を遵守し、医薬品のトレーサビリティシステムを構築・実施・情報提供し、医薬品の追跡ができるようにしなければならない。

② 医薬品の販売の委託：MAHが、医薬品の販売を委託する場合²、MAHは、対応する業務範囲を有する医薬品経営企業に委託をしなければならず、また、委託契約書を締結して医薬品及びその他の内容物の品質責任について明確に合意し、委託者の販売行動を監督しなければならない（再委託禁止）。また、所在地の中央政府直轄省・自治区・市の医薬品監督管理部門に報告しなければならない。

③ 医薬品の保管・輸送の委託：MAH及び医薬品卸・小売企業が、医薬品の保管及び輸送を委託する場合、委託先の品質保証能力及びリスク管理能力を評価し、委託契約を締結し、医薬品の品質責任、作業手順などの内容について合意・監督・定期検査をしなければならず、また、所在地の中央政府直轄省・自治区・市の医薬品監督管理部門に報告しなければならない。

④ 医薬品販売時の証票の提供：MAH及び医薬品卸売企業は、医薬品を購入する企業に対して、以下の書類の写しを交付しなければならないとしている（各写しへの会社印の押印を必要とするが、適格な電子署名サービスを利用することはできる）。

- ✓ 医薬品生産許可証・経営許可証
- ✓ 販売承認証明文書、検査報告書
- ✓ 販売人員（MS）に対する授權証・販売人員の身分証明書
- ✓ 製品供給元企業の名称、医薬品の通用名称、MAH、販売承認番号、製品番号、剤形、規格、有効期間、販売数量、販売価格、販売日時等の内容の文書
- ✓ 輸入医薬品を販売する場合には、関連する証明文書
- ✓ 法律、法規が要求するその他の文書

医薬品卸・小売企業は、医薬品の購入に際して、供給者から上記の資料を徴収しなければならない。また、これらの販売活動における文書、記録の保管期間は5年かつ医薬品の有効期限の満了後1年を下回ってはならないとされる。

（3）罰則

本弁法では、MAHに対する罰則として以下を定めている。

① 以下の医薬品経営品質管理規範（GSP）違反がある場合、医薬品監督管理部門は、《薬品管理法》第126条が規定する「状況が深刻な場合」として処罰することが

できる（弁法第69条）。

- ✓ MAHが、相応の資格を有さない企業に医薬品販売を委託した場合
- ✓ MAH及び医薬品卸売企業が国が専門的管理を要求している医薬品を個人又は相応の資格を有していない組織に販売し、関連製品が違法なルートに流入又は所在不明となる事態を招き、若しくは購入した組織が関連製品を違法なルートに流入させることを知り又は知り得たのになお医薬品を販売した場合
- ✓ 医薬品経営（販売）品質管理及び品質コントロールプロセスにおいて、記録又は証票が事実と異なり、虚偽・詐欺行為がある場合
- ✓ 既知のリスクに対して適切なリスクコントロール措置を講じなかった結果として、深刻な結果を生じさせた場合
- ✓ その他状況が深刻である場合

なお、薬品管理法第126条に規定する「状況が深刻な場合」に該当する場合は、医薬品監督管理部門は、50万元以上200万元以下の罰金、医薬品の承認文書、医薬品生産許可、医薬品経営許可等の取消、医薬品の製造・営業停止整理命令、薬品非臨床安全性評価研究機関および医薬品臨床試験機関等は5年間医薬品非臨床安全性評価研究の禁止、法定代表人者、主要責任者、直接の責任者、その他の責任者は、違法行為の期間中所属組織から得た収入を没収し、得た収入の10%以上50%以下の罰金を科すとともに、10年間又は生涯にわたって医薬品製造・販売活動に従事禁止の処罰を課すことができる。

② 以下のいずれかの状況がある場合、医薬品監督管理部門は是正を命じ、期限内に是正しない場合、5000元以上3万元以下の罰金を科すことができる（弁法第70条）。

- ✓ MAHから販売を委託された医薬品卸・小売企業が、本法第34条第1項の規定に違反して再委託する場合
- ✓ MAHが、本法第34条第1項及び第35条の規定に従って販売の委託について管理していない場合
- ✓ MAH又は医薬品卸・小売企業が、本法第45条第1項の規定に従って保管・輸送の委託を管理していない場合
- ✓ MAH又は医薬品卸・小売企業が、本法第34条第2項及び第45条第2項の規定に従って販売委託・保管委託の状況を（当局に）報告していない場合
- ✓ 医薬品の輸送の委託を受けた受託先が、第47条第2項の規定に違反して医薬品の輸送を行う場合
- ✓ 医薬品の保管・輸送の委託を受けた受託者が、第47条第3項の規定に従って、委託元の所在地及び受託者の所在地の医薬品監督管理部門に医薬品の重大な品質問題を報告していない場合

² 取引の法的構成について「委託販売」を必須とするものではなく、商流としては医薬品の売買を想定しつつも、MAHの当該医薬品を販売する医薬品経営企業を特定して届出させ、医薬品当局が医薬品登録毎の商品の流通過程及び関係当事者を把握し、

流通過程における反腐敗（商業賄賂防止）、トレーサビリティ、リコール対応等の品質管理の徹底を指向するものと理解されよう。

③ MAH又は医薬品卸・小売企業が法第38条、第39条、第40条、第42条第3項の規定に従って購買時検査の義務を果たさず、または販売証票を発行せず、医薬品経営品質管理規範（GSP）に違反する場合、医薬品監督管理部門は《薬品管理法》第126条により罰則を科すものとする（弁法第71条）。

4. 最後に

近年中国においても、特にインターネット・SNSを通

じて、管理対象医薬品が不適法ルートに流入したり、偽薬（模倣薬）が流通するといった問題が生じており、当局においてもその管理・摘発を強める方針が出されているところであり、今回の改正においても、MAH・医薬品卸・小売企業自身がGSPを遵守する義務を負った上で、更にその先の業務委託先の監督・管理や販売関連証憑の提供・保存義務等の強化がなされた。施行後は、行政による検査も本格化すると考えられ、今後もその動向が注目される。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国子会社の再編・撤退（2）

- 再編 ① 合併 -

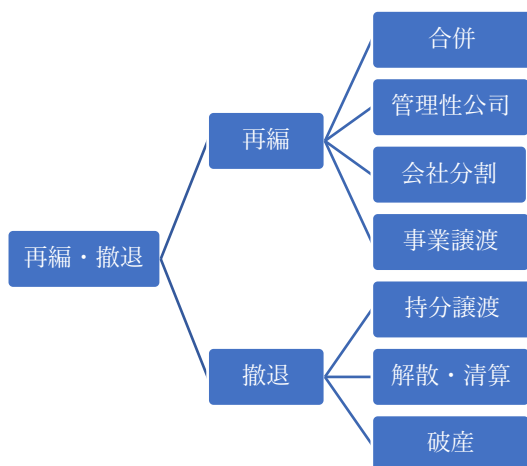


弁護士 松本 亮
弁護士 松本 亮

PROFILE

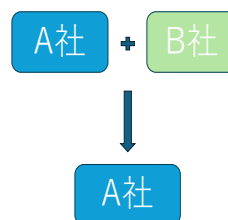
1 合併とは

中国子会社を複数有している場合で、それぞれの子会社のビジネスが成功しているものの管理費用を抑えたい場合や、子会社が別々であるためそれぞれの強みを生かしきれていないという場合がある。そのような場合、2つ以上の現地法人を統合して1つの会社にする合併を行うことが可能である。合併は中国事業を再編するための1つの方法である。

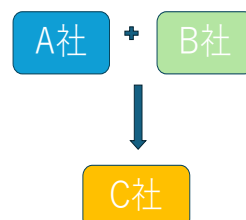


合併には、「吸収合併」と「新設合併」の2つの種類がある。「吸収合併」とは、既存の会社が他の既存の会社を吸収して1つの会社になる方法をいう。他方「新設合併」とは、既存の会社同士を合併させることにより別の新たな法人格を作る方法をいう。要するに「吸収合併」はA社がB社を吸収して合併してA社が残る方法であり、「新設合併」は、A社とB社が合併して新たなC社を作る方法である。

吸収合併



新設合併



2 手続の流れについて

合併については、会社法第9章に規定されている。「外商投資企業の合併及び分割に関する規定」¹は、外商投資法施行後も廃止されておらず現時点においてもなお有効である。しかし外商投資法施行後、外資企業についても市場参入ネガティブリストに記載のない限り、原則として内資企業と同様の取扱いがなされるようになっている。そのため、いわゆる商務部門による認可は必要がなくなったと思われる。したがって市場参入ネガティブリストに記載のない業種については、基本的には会社法に従って合併の手続が行われることになる。

例えば有限会社同士の合併の大きな流れは以下のとおりである。

(1) 董事会による合併案の作成

董事会が会社の合併に関する変更案を作成する（会社法第46条）。

(2) 合併契約の作成

合併を行うにあたり、合併しようとする会社は合併契約を締結しなければならない（会社法173条）。合併契約書には、法律に定める事項及び当事者が合意した事項を定める必要があるとされ、一般的には以下の内容を含む。

¹ 「关于外商投资企业合并与分立的规定（2001年修订）」なお、2015年の商務部の「商务部关于修改部分规章和规范性文件的规定」を受けて一部修正されている。

- ・合併により存続する会社や合併により新設する会社の名称と住所
- ・合併により存続する会社や合併により新設される会社への投資総額、各出資者が出資の総額に対する割合
- ・合併当事者の既存資本の取扱い
- ・合併当事者のすべての債権債務の処理
- ・存続会社の定款変更の有無、定款変更後の内容、新設会社の定款

(3) 貸借対照表・財産明細書の作成

合併する各当事者は貸借対照表及び財産明細書を作成しなければならない（会社法173条）。

(4) 合併の決議

会社の合併については、会社の株主会で決議することとなる（会社法第37条）。その場合には3分の2以上の特別決議が必要となる。

なお国有独資企業の場合には、国有資産監督管理機構による決定が必要となる。

(5) 解散会社による解散

吸収合併では、吸収される会社は解散を行うことになる。また新設合併では合併する2つの会社はいずれも解散を行うことになる。（会社法172条）

(6) 債権者への通知と公告

会社は、合併の決議を行った日から10日以内に債権者に対して通知し、30日以内に新聞に公告を行う必要がある（会社法173条）。

一般的には、既知の債権者に対して通知する必要があるものの、未知の債権者または通常のお知らせでは通知することができない債権者に対しては公告の方法を取ることができる。

なお通知と公告の目的は、主に債権者が会社の合併に反対するか否かを判断できるようにする点にある。

(7) 工商変更登記

会社の合併に伴い、登記機関において変更登記手続を行う必要がある。なお吸収合併における存続しない会社は解散登記を行い、新設合併における合併会社は解散登記を行う必要がある。

(8) 税務・通関などの変更登記

工商登記が完了してから30日以内に、税務、通関、外貨管理、土地管理などの変更登記を行う必要がある（合併分割規定第37条）。

(9) 合併に伴い債権・債務が変更したことの公告

新たな営業許可証を取得してから30日以内に、解散する会社の債権者・債務者に対して、債務者・債権者が変更したことを通知し、省レベル以上の新聞に公告を行う（合併分割規定第36条）。



3 合併における注意点

(1) 債権債務の包括承継

解散会社の債権債務は、合併後に存続する会社や新設される会社に包括承継されることとなる（会社法174条）。この場合には、債権債務の相手方による同意などは原則として必要がない。

(2) 業法上のライセンス

解散会社が有している業法上のライセンスは、存続会社や新設会社に当然に承継されるわけではない。したがって合併後もシームレスに業務を継続するためには、合併前に存続会社や新設会社が予め業法上のライセンスを合併直後に即時に取得できるよう準備を進めておく必要がある。

(3) 従業員の取扱い

解散会社と従業員との労働契約は、同条件で存続会社又は新設会社に承継される（労働契約法34条）。この同条件とは、賃金はもちろん役職や勤務場所についても含まれると解される。そのため例えば存続会社と解散会社の場所が離れているような場合で、「労働契約の締結時によりどころとした客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約の履行が不可能となり、協議を経ても労働契約の内容の変更に合意できない場合」に該当するとして、会社側から30日前の予告解除を行い、経済補償金を支払って解雇することが考えられる（労働契約法40条3号）。

その他存続会社や新設会社で同じ業務を担当する従業員の労働条件が大きく異なる事態が生じる可能

性があるため労働紛争にならないよう留意して制度設計を行う必要があるだろう。

以上のとおり合併は中国事業を再編するための有用な方法の一つであるが、そのためには上記の注意点も含めて検討の上、手続を進めていく必要がある。

4 総括

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

1 改正会社法

2 刑法改正案（十二）

3 改正特許法実施細則

1.改正会社法

2023年12月29日に、改正会社法が公表され、2024年7月1日から施行されることになった。今回の改正は、現行会社法を大幅に改正しており、会社資本制度、会社の組織構造、株主の権利保護、董事、監事や高級管理職の責任強化等の方面において大幅に改正され、国営企業および社債に関する規定も健全化されている。具体的な改正内容は、本ニュースレターの「新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響」をご参照されたい。

2.刑法改正案（十二）

2023年12月29日に、刑法改正案（十二）が公布され、2024年3月1日から施行されることになった。今回の改正は合計8条から構成され、主な改正は以下の通りである。

（1）民間企業の職員による汚職行為に関する規定の増設

現行刑法の第165条、第166条、第169条はそれぞれ、同類営業不法経営罪、親族・友人のための不法営利罪、私利目的による国有資産低価格株式換算・売却罪について規定していた。これに対し、今回の刑法改正により、現行刑法で「国有企業・会社」の関連職員に適用される当該犯罪の適用範囲が民間企業に拡大された。そのため、今後、該当行為が民間企業の職員により行われ、会社・企業の利益に重大な損失をもたらした場合、刑法第165条、第166条、第169条が適用される。

（2）贈収賄罪に対する刑罰の強化

刑法第387条単位収賄罪について、その直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対する刑罰は、「3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、情状が特に重い場合は3年以上10年以下の有期徒刑に処する」に改正された。

刑法第390条贈賄罪の刑罰は、「3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科する。贈賄により不当利益を求め、情状が重い場合、又は国の利益に重大な損失を被らせた場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合、又は国の利益に特に重大な損失を被らせた場合には、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産没収を併科する」に改正され、かつ「数回又は数人へ贈賄、国の職員に対する贈賄、国家の重要プロジェクトや大型プロジェクトでの贈賄、職務、職級の昇進や調整を求めるための贈賄、監察や行政執行、司法の職

員への贈賄、生態環境や金融・財政、生産安全、食品・薬品、防災・救援、社会保障、教育、医療などの分野で贈賄し違法活動を実施した場合、違法所得を贈賄に使用」のいずれかに該当する場合、刑罰は加重されると規定されている。

刑法第391条単位に対する贈賄罪について、従来の「3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する」に加え、「情状が重大な場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する」が追加された。

刑法第393条単位贈賄罪は、その直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対する刑罰は「3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する」に改正された。

3.改正特許法実施細則

2023年12月21日に、改正特許法実施細則が公布され、2024年1月20日から施行されることになった。今回の改正は、2021年6月1日から施行済の改正特許法に対応するものであるが、実施細則自体の改正は、2010年以来、13年ぶりの改正である。

（1）優先権に関わる改正

改正細則では、発明又は実用新案の特許出願に関し、正当な理由がある場合、優先権主張期間の満了から2カ月内において優先権回復請求が可能になった（第36条）。

また優先権を主張した発明又は実用新案の特許出願に関しては、優先日から16カ月以内又は出願日から4カ月以内において、優先権の追加・補正が可能になった（第37条）。

（2）実用新案、意匠関連の改正

意匠の特許出願人が国内優先権を主張するとき、先出願における発明又は実用新案の特許出願の図面で示された意匠に基づく国内優先権を主張することも可能とされ、当該発明又は実用新案に関する基礎出願は取下げ擬制されないものとされた（第35条）。

また中国の実用新案及び意匠については実体審査が行われないという特徴があったが、今回の改正により、実用新案の特許出願における初歩審査において明らかな進歩性の欠如、意匠の特許出願における初歩審査において明らかな区別性の欠如について審査されることになった（第50条）。

（３）職務発明関連の改正

職務発明の奨励金又は報酬について株式、ストックオプション、配当等の方法を推奨されるものとされた（第92条）。

また職務発明に関する奨励金については、もし所属組織と発明者、設計者との間に約定がなく、且つ法に基づき制定された職務発明規程もない場合、発明特許権に関する奨励金が3,000元から4000元に引き上げられ、実用新案権又は意匠権に関する奨励金が1000元から1500元に引き上げられた（第93条）。

更に、職務発明の報酬については、もし所属組織と発明者、設計者との間に約定がなく、且つ法に基づき制定された職務発明規程もない場合、その金額及び支払方法は、「中国科学技術成果促

進転化法」に基づくものとされた（第94条）。同法で定める報酬比率は、日本における実務と比較して高額であるため、中国で研究開発を行う日本企業には注意が必要な改正といえる。

（４）存続期間の延長

2021年の改正特許法では、出願から登録まで一定の期間を要した発明特許権については、特許権者の申請に基づき不合理な遅延がある場合には特許存続期間の延長が認められた（同法第42条2項）。そのため、今回の改正実施細則では、延長申請の期限、期間延長のための基準、延長日数の計算方法等について規定された。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

私は2012年2月に北京から上海に移り住んだため、今年で上海での生活は12年を迎えることになる。北京での留学生活も合わせると、中国での生活は14年目になる。今回はこの場をお借りして私の中国との関わりについてご紹介したい。

私が初めて中国に足を踏み入れたのは1990年の夏であった。祖父に連れられて、北京、河北省の張家口、山西省の太原と、列車とバスで移動しながら観光した。天安門広場の前を、緑色の人民服を着た多くの中国の人たちが自転車に乗って行きかっていた風景が今でも目に焼き付いている。当時、田舎町で風景写真を撮ろうとしたら、映り込む中国人がみなそれを避けようとする。ツアーガイドに聞いたら、魂を取られると思っているとのことであったが、当時の中国では写真がそれほど普及していなかったことを物語っている。

1990年代後半、私は大学生になり、アルバイトで貯めたお金を使って、バックパッカーとして毎年の夏休みを利用して中国に旅行した。大学生には時間はあるがお金がないため、大阪港や神戸港から上海まで出ている新鑑真号という船に乗り、48時間かけて中国に向かう。片道1万5000円程度であったと記憶している。新鑑真号は出航してから2日目の朝、中国大陸から流れ出た茶色い水の長江を経て、黄浦江と呼ばれる上海中心部を二分する川をさかのぼる。到着港である上海国際フェリーターミナルは、古い洋風建築の立ち並ぶ外灘から1キロほど北側に位置しており、今では世界で有数の高層ビル群を誇る陸家嘴が真正面に見える位置にある。初めて私が上海を訪れた時は、陸家嘴は東方明珠テレビ塔しかない野原だったが、その後上海を訪れる度に高層ビルが次々と建築されていく様子を見て、中国はこれから成長するだろうと肌で感じたことを記憶している。なおその頃には、中国人は東方明珠テレビ塔を背景に得意げなポーズを取って写真を撮っていた。

上海に入ったら、定宿のドミトリーを確保した後、上海駅まで汽車の切符を買いに出かける。最終目的地はシルクロード横断やチベット高原と毎回違ったが、まず購入する

切符は途中の都市までである。外国人が購入できる窓口は上海駅におそらく1つしかなく、ごった返す人混みにもまれながら、横入りさせないように争い、ようやく自分の順番になったら、片言の中国語で行先と座席の種類を伝える。しかしなぜか毎回、まず返ってくる返事は「没有」（ないという意味）である。ここで引き下がっては、永遠に切符を買うことができない。粘って再度調べてもらったり、異なる列車や日付や座席の種類を言ったり、窓口の係員からこいつはしつこいなと思ってもらってようやく購入できる。これが今ではスマホのアプリで簡単に予約、購入できるようになったのであるから、技術の進歩は素晴らしい。しかし苦労して購入した経験も今となってはよい思い出である。

このような旅の醍醐味は名所旧跡を見て回るのではなく、色々な土地の人々の生活や文化を実際に見て聞いて嗅いで味わって五感で感じることであり、そして旅する中でいろいろな人と出会うことであった。初めて上海から西安に行くときに列車に乗り合わせた日本語教師の中国人、チベットに行くときに56時間バスと一緒に乗り続けたバックパッカーの日本人たち、そして行く先々で親切にしてくれた中国人たち、そのような人々との良い思い出が、私をいまなお中国に惹きつけてやまないのだろう。

これまでの12年の上海生活でも、本当に多くの人に出会い助けられてきた。今も上海で仕事もプライベートも含めてお世話になっているたくさんの方がいる。また既に日本に帰国したもののお連絡を取り続けている多くの友人がいる。そして日本からも私が上海で働けるようサポートしてくれるたくさんの方がいる。その人々のおかげで今の自分があることに感謝しながら、今後も日中間のビジネスのリーガルサポートを通じて、日中の平和に貢献し、お世話になった人々への恩返しをしていきたいと考えている。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス: info_china@ohebash.com[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。